日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2012. 12. 23

No.12-079

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

12 月 14 日東京高裁
客乗第一回口頭弁論

12 月６日のパイロットの高裁口頭弁論に続き、14 日客室乗務員の第１回口頭弁論が行われ、原告団の今村弁護士と内田客乗原告団団長の意見陳述が行われました。

今村弁護士の陳述の要旨は、『提出された会社作成の在籍人員表を基に計算しても、2010 年 12 月解雇強行の時点で解雇すべき余剰人員は存在していなかった。解雇の目的は「余剰人員を削減する」ものではなく、「ＣＣＵ（客乗）組合員を排除」するものだった』（要旨は世話人による）

内田団長の陳述要旨は、『稲盛会長（当時）は「会社の収益状況からいけば、誰が考えても雇用を続けることは不可能ではない」と法廷で証言したが、地裁判決は「苦渋の決断で整理解雇を選択したことに対する心情を吐露したに過ぎない」と真実を曲げた。整理解雇４要件の経営上の必要性についての重要な証言が判決に活かされないのなら、なんのための証言か。

ベテラン労働者の価値を全面否定し、傷病歴などの選定基準は人間の尊厳を踏みにじり、憲法が保障する人間の権利（25 条）や労働者の権利（27 条）を蹂躙するものだ。ＩＬＯからは解決に向け労使で協議することを保障する

よう日本政府に勧告も出されている。』などでした。（要旨は世話人による）

会社側は意見申述を行わず、大竹たかし裁判長は、次回の第二回客乗裁判は 2013 年 3 月 1 日 14 時 30 分からと決定しました。

高裁前で

JAL不当解雇撤回ニュース　No.228

JAL不当解雇撤回ニュース　No.229

今後の予定

2月 7日（木）

控訴審　パイロット 第2回口頭弁論

東京高裁 101号法廷

14:30 ～ （傍聴券抽選 13:40）

3月 1日（金）

控訴審　客室乗務員 第2回口頭弁論

東京高裁 101号法廷

14:30 ～ 15:00